

福岡県公報

平成21年3月6日
第 2 9 3 9 号

目 次

告 示 (第381号 - 第406号)	
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 1
道路の区域の変更	(道路維持課) 2
道路の供用の開始	(道路維持課) 2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 5
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 5
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 5
保安林の所在場所等	(森林保全課) 5
公共測量の実施	(県土整備総務課) 6
換地を定めない土地の指定	(農村整備課) 6
道路の区域の変更	(道路維持課) 6
道路の供用の開始	(道路維持課) 7
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 7
貸金業者の所在の不確知	(中小企業経営金融課) 7

公共測量の終了	(県土整備総務課) 7
公共測量の実施	(県土整備総務課) 8
公共測量の実施	(県土整備総務課) 8
公共測量の実施	(県土整備総務課) 8
道路の供用の開始	(道路維持課) 8

公 告

学力実態調査の実施に関する委託業務に係る提案の募集	(教育庁義務教育課) 8
一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 9
落札者等の公示	(警察本部会計課)11
競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)12
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)13
貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)16
落札者等の公示	(教育庁企画調整課)16

監 査 委 員

監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)16
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)20

告 示

福岡県告示第381号
 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年1月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称

NPO法人国際ハートサポート協会

(2) 代表者の氏名

柿木 香織

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区寺塚1丁目4番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての人に対して、ヒーリングセラピーを通じた健康増進およびコミュニケーションやファッションなどの文化を通じた生活の質の向上に関する事業を行い、健康づくりと生活の質の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	直 方 線 鞍 手 線	前	直方市大字上新入1632番2先から 直方市大字下新入67番1先まで	6.4 ~ 21.0	927.8
			前	同上	12.0 ~ 31.0	865.0
			後	同上	6.4 ~ 21.0	927.8

			後	同上	12.0 ~ 31.0	865.0
--	--	--	---	----	-------------------	-------

福岡県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直 方	直 方 線 行 橋	直方市大字頓野1407番1先から 直方市大字頓野1406番1先まで

福岡県告示第384号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和60年4月20日福岡県告示第620号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第385号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年11月8日福岡県告示第1647号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第386号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年11月22日福岡県告示第1759号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第387号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年5月16日農林水産省告示第620号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第388号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年5月21日農林水産省告示第684号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第389号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）以外に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成6年1月10日農林水産省告示第14号（1、3及び4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに豊前市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第390号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年8月2日福岡県告示第1194号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第391号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年1月31日福岡県告示第208号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第392号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）以外に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。で定めるところによる。

平成6年2月4日農林水産省告示第236号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第393号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年2月16日農林水産省告示第345号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに古賀市役所及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第394号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

八女郡星野村字仁田塚18481の16、18481の17

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第395号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

前原市大字王丸字河内1の30

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第396号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区蒲生二丁目	平成21年2月25日から 平成21年3月31日まで

福岡県告示第397号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業沖田川流域地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
志摩町	小金丸	松ヶ枝	1537	田	1479のうち50
志摩町	小金丸	松ヶ枝	1538 - 1	田	1010のうち28
志摩町	東貝塚	上池尻	825 - 2	田	924のうち40
志摩町	東貝塚	上池尻	825 - 1	田	1054のうち50
志摩町	東貝塚	上池尻	822	田	1543のうち57
志摩町	東貝塚	上池尻	821	田	849のうち32
志摩町	東貝塚	上池尻	820	田	437のうち20
志摩町	東貝塚	下池尻	813	田	2142のうち9
志摩町	東貝塚	下池尻	818	田	746のうち26
志摩町	東貝塚	下池尻	817	田	1912のうち36

福岡県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員（メートル）	延長（メートル）
			前	田川郡香春町大字柿下1062番1先から 田川郡香春町大字柿下783番1先まで	6.1 ~ 15.3	1,218.3

田川	県道	田川線	前	同上	10.2 ～ 59.0	1,170.0
			後	同上	8.4 ～ 59.0	

福岡県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川線	田川市大字伊田1555番19先から 田川市大字伊田1555番21先まで

福岡県告示第400号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

那珂川町大字安德130 - 1 から130 - 113まで、131 - 3、131 - 4及び140 - 14並びに大字下梶原83 - 6、83 - 7、87 - 5から87 - 7まで、473 - 1、473 - 2、474及び475

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神1丁目11番17号

西日本鉄道株式会社

代表取締役 竹島 和幸

福岡県告示第401号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第24条の6の6第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても当該業者から申出がないときは、その登録を取り消すことがある。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
オートリースサム 森 一	福岡市中央区高砂2丁目 1番14号 有限会社エフケン 3階	福岡県知事 (1)第08450号	平成18年11月15日

福岡県告示第402号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量、3級水準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市東区香椎照葉1丁目、香住ヶ丘7丁目	平成20年11月28日

福岡県告示第403号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市若松区大字修多羅	平成21年2月2日から 平成21年3月10日まで

福岡県告示第404号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
糟屋郡篠栗町地域	平成21年2月6日から 平成21年3月27日まで

福岡県告示第405号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、粕屋町駕与丁北部土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（粕屋町駕与丁北部土地区画整理事業に伴う出来形確認測量図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
粕屋町駕与丁二丁目の一部地域	平成21年2月24日から 平成21年6月30日まで

福岡県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
福 岡	米 多 比 谷 山 線 古 賀	古賀市大字今在家46番1先から 古賀市大字今在家140番先まで

公 告

公告

次のとおり学力実態調査の実施に関する委託業務に係る提案を募集します。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 委託業務概要

(1) 業務名称

学力実態調査の実施に関する委託業務

(2) 業務内容

学力実態調査の円滑な実施について、福岡県教育委員会が提示する条件に基づき福岡県教育委員会と協議しながら問題の作成から結果の分析に至るまでの一連の業務を処理すること。

2 参加資格

(1) 国又は地方公共団体において、学力実態調査の実施に関する業務の受託実績を有すること。なお、実績を証明する書面を提出すること。

(2) 公告日現在において、いかなる地方公共団体からもコンサルタント業務等に関して指名停止の措置を受けていないこと。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育振興部義務教育課指導班

住所 〒812 - 8575 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092 - 643 - 3910

(2) 参加申込期限

平成21年3月19日(木) 午後5時00分

(3) 提案に関する説明及び提案書様式

福岡県教育委員会ホームページに掲載

ホームページアドレス <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/2132105.html>

(4) 提案書の提出

ア 提出期限

平成21年3月23日(月) 午後5時00分

イ 提出場所

(1)の部局とする。

ウ 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

エ 提出期限後、速やかに日時、場所等を指定して、提案書のプレゼンテーションを受け(提案多数の場合は、第1次書面審査を通過したものに限り。)、学力実態調査実施検討委員会で審査する。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

免許ファイリングシステム端末機器(登録)賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部交通部運転免許管理課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成21年3月18日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部総務部会計課
電話番号 092 - 641 - 4141 内線6675
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 平成21年3月6日（金）から平成21年3月17日（火）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出期限及び提出場所
- (1) 提出期限
平成21年3月18日（水） 午後6時00分

- (2) 提出場所
4の部局とする。
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 9 開札の日時及び場所
- (1) 日時
平成21年3月19日（木） 午前11時00分
- (2) 場所
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (3) その他
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- 10 予定価格を下回る入札がない場合の措置
開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札に係る特定役務の名称

- (1) 通信指令システム地図及び目標物データ更新業務委託 (契約番号)
- (2) 運転者管理システムプログラム改修業務委託 (契約番号)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

- (1) 契約番号
平成21年2月3日
- (2) 契約番号
平成21年2月4日

4 落札者の氏名及び住所

- 契約番号 、
- ア 氏名
日本電気株式会社九州支社
- イ 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- (1) 契約番号 44,625,000円
- (2) 契約番号 73,489,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

- (1) 契約番号
平成20年12月22日
- (2) 契約番号
平成20年12月24日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

リサイクルトナーカートリッジ単価契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- タ 返信用封筒（290円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション
- イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092 - 641 - 7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成21年4月6日（月）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資

格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成21年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成21年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称

リサイクルトナーカートリッジ単価契約

(2) 調達物品の数量及び特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成22年3月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告

示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成21年4月16日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA
01	02	事務機器	
05	01	電気器具	
05	02	電気通信機器	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めによ

り、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 納入する物品に必要なとする素材の供給を受けられること。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2590

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成21年3月6日(金)から平成21年4月16日(木)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成21年4月16日(木)午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

5の部局が指定する場所

(2) 日時

平成21年4月17日（金）午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価（消費税及び地方消費税5%含む）（調達物品1枚当たりの単価）に調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積単価（消費税及び地方消費税5%を含む）に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価に調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約単価に発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Articles and Quantity
 Printer Toner to be provided in the form of a Recyclable Cartridge
- (2) Time Limit of Tender
 6:00 PM on April 16, 2009
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
 Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
 7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8576, Japan
 Tel 092 - 641 - 4141 (Ext.2590)

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
ゴールドライフ 湯浅 翔	福岡市博多区下呉服町4番26号 K ステーション呉服町705号	福岡県知事 (1)第08528号 平成19年8月15日	平成21年2月13日 登録取消処分	貸金業法第24条の6の4第1項第2号及び第12号

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 落札に係る契約事項の名称
 県立学校教職員用パーソナルコンピュータ等賃貸借契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
 福岡県教育庁教育企画部企画調整課
 - 所在地
 福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
 平成21年2月17日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
 富士電機ITソリューション株式会社 福岡支店
 - 住所
 福岡県福岡市博多区店屋町5-18
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 116,575,200円
- 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 入札公告日
 平成21年1月23日

監査委員

監査公表第18号

知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局106機関につ

いて実施した定期監査結果の報告（平成20年9月22日20監一第248号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年3月6日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	野田 栄市

20建総第1659号
平成20年10月9日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿
同 進 谷 庸助 殿
同 伊 藤 龍峰 殿
同 野 田 栄市 殿

福岡県知事

監査の結果に係る措置について（通知）

平成20年9月22日20監一第248号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>営繕設備課</p>	<p>県立高校渡廊下・外構工事の設計積算において、設計単価を算出するに当たって、業者（3社）から見積書を徴したが、最低見積価格の適用を誤ったため、積算過大となっている。（1件）</p>	<p>今後、複数職員による照合を徹底する等、積算の確認をより厳格に行い、チェック体制の強化を図り、適正な設計積算に努めて参ります。</p>

20教財第468号
平成20年10月3日

福岡県監査委員 工藤 寿文 殿
同 進 谷 庸助 殿
同 伊 藤 龍峰 殿
同 野 田 栄市 殿

福岡県教育委員会教育長
(財 務 課)

監査の結果に係る措置について (通知)

平成20年9月22日20監一第248号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
人権・同和教育課	地域改善対策奨学資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて209,900,614円増加している。	<p>地域改善対策奨学資金貸付金償還金について、平成19年度には484件であったが、平成20年度は既に9月末までに539件実施したところ。年間では1,000件の実施を予定しており、電話督促と効果的に組み合わせるなど滞納債権回収に向けた対策強化に努めております。</p> <p>今後とも滞納債権の回収及び新規滞納の発生防止に向けて、一層の収入の確保を図ってまいります。</p>

監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を保健医療介護部出先機関の筑紫保健福祉環境事務所等16か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年3月6日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	野田 栄市

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：保健医療介護部の出先機関16機関

(2) 監査対象期間：平成19年9月1日～平成20年8月31日（12か月間）

(3) 監査実施期間：平成20年10月7日～平成20年11月14日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
筑紫保健福祉環境事務所	平成20年10月29日～ 平成20年10月31日
粕屋保健福祉環境事務所	平成20年10月15日～ 平成20年10月17日
宗像保健福祉環境事務所	平成20年11月5日
朝倉保健福祉環境事務所	平成20年10月9日～ 平成20年10月10日
糸島保健福祉環境事務所	平成20年10月7日～ 平成20年10月8日
遠賀保健福祉環境事務所	平成20年10月29日～ 平成20年10月31日
鞍手保健福祉環境事務所	平成20年11月12日～ 平成20年11月14日
嘉穂保健福祉環境事務所	平成20年10月9日～ 平成20年10月10日
田川保健福祉環境事務所	平成20年10月21日～ 平成20年10月24日
久留米保健福祉環境事務所	平成20年11月12日～ 平成20年11月14日
八女保健福祉環境事務所	平成20年10月7日～ 平成20年10月8日
山門保健福祉環境事務所	平成20年11月5日
京築保健福祉環境事務所	平成20年11月5日～ 平成20年11月7日
保健環境研究所	平成20年11月5日
精神保健福祉センター	平成20年11月6日
食肉衛生検査所	平成20年11月7日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、生活保護費の支給状況及び収入未済に係る不納欠損事務について重点事項として調査を行った。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 収入

保健福祉使用料、保健福祉手数料、環境福祉手数料等の調定金額、調定期及び収入状況

児童措置弁償金、知的障害者援護措置弁償金、生活保護費返還金等の調定、収入、債権管理の状況及び不納欠損事務

(2) 支出

賃金、報償費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

(3) 人件費

報酬、給料、通勤手当の認定及び支給事務

(4) 契約

契約の締結及び履行確認事務

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分状況

(7) 債権

債権管理の状況

(8) 生活保護費

生活保護費の支給状況

第2 監査の結果

- 1 各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。その内訳は、次のとおりである。

対象機関名	区分		計
	収入	支出	
嘉穂保健福祉環境事務所	1件		1件
粕屋保健福祉環境事務所		27件	27件
計	1件	27件	28件

是正を要するもの内容は、次のとおりである。

対象機関名	区分	内容
嘉穂保健福祉環境事務所	収入	生活保護費返還金で監査対象期間末日現在の収入未済額が前年度に比べて24,193,060円増加している。(1件)
粕屋保健福祉環境事務所	支出	生活保護費で準教材代及び不就労収入等の認定を誤ったことにより、805,500円が支給過不足となっている。(27件)

2 重点事項の監査結果

(1) 生活保護費の支給状況について

調査対象機関

保健福祉環境事務所 11機関

(宗像及び山門保健福祉環境事務所は生活保護費の支給なし。)

調査の内容

生活扶助、教育扶助、住宅扶助及び医療扶助等の支給状況について、新規開始ケース及びひ収入の変動がある世帯の認定状況等に留意して調査を行った。

調査の結果

保護世帯のうち1,177世帯を抽出して調査した。

生活保護費の支給事務については、「第2 監査の結果1」のとおり是正を要するものがあった。

今後は、支給誤りの原因等の分析を行い、改善に向けたより実効性のある対策を早急に講じるよう求めるものである。

(2) 生活保護費返還金の収入未済に係る不納欠損事務について

調査対象機関

生活保護費返還金の収入未済に係る不納欠損処理をしている9機関(筑紫、粕屋、遠賀、鞍手、嘉穂、田川、久留米、八女及び京築保健福祉環境事務所)

調査の内容

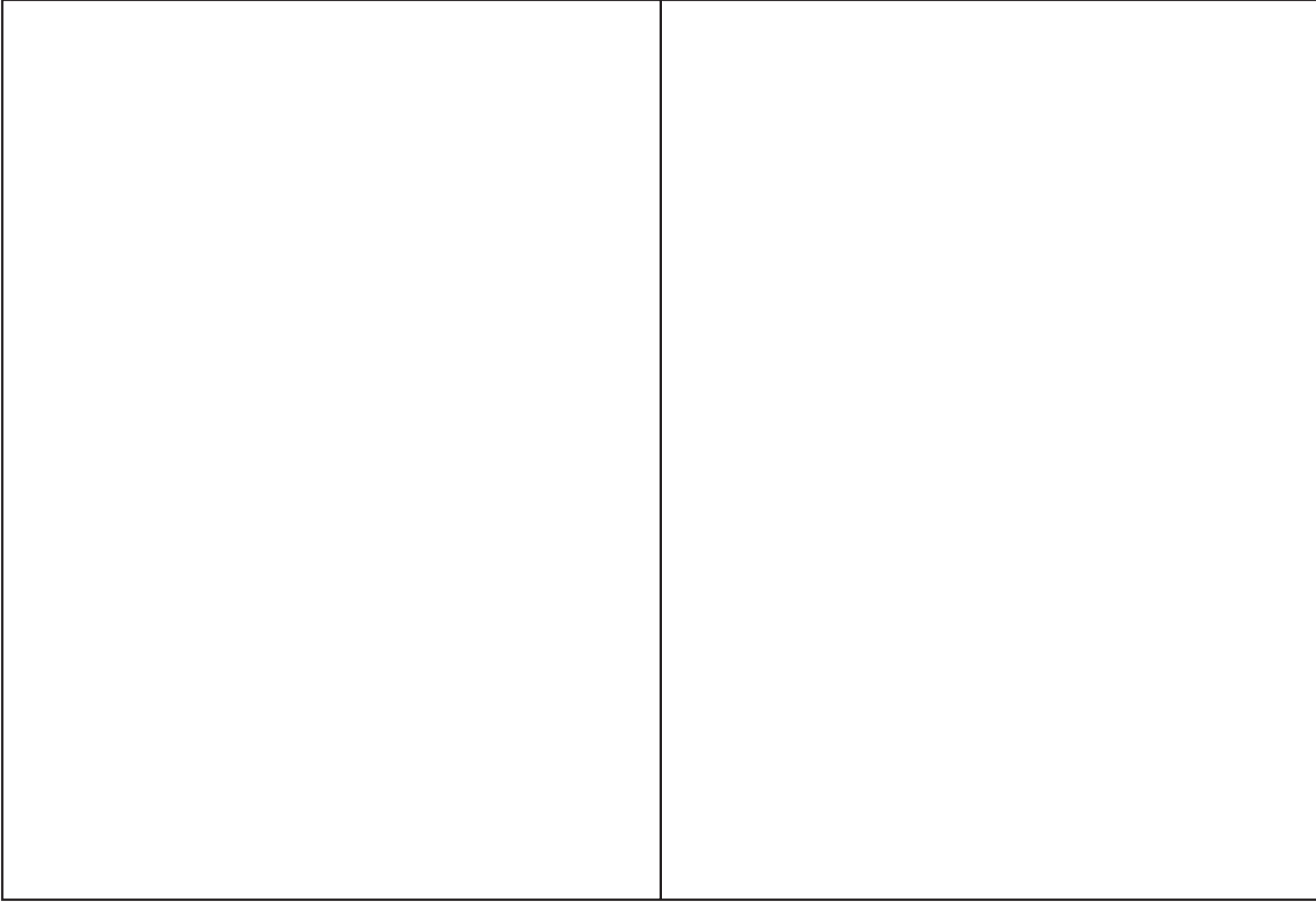
平成19年度に不納欠損処理を行ったものについて、債権管理の状況等に留意して調査を行った。

調査の結果

平成19年度に不納欠損処理を行ったものうち1,152件を抽出して調査した。

不納欠損事由は、すべて債権の消滅時効の完成によるものであったが、時効完成に至るまでの債権管理の状況が十分とは言えないものがあった。

今後、不納欠損処理を行うに当たっては、適確な債権管理に努めるよう求めるものである。



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
 〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています